



第8号

《新年号》

発行所

坂田郡近江町飯12-3

天の川沿岸土地改良区

☎(0749) 52-0067(代)



▲世継工区の700ミリパイプ埋設状況

▼3号分水附近



新し、ほ場に新し、水を
春・送水開始へ……管路は延びる



初春を迎えて

理事長
粕渕
光夫

謹んで、新年の賀詞を申しあげ、併せて皆々様のご健勝とご多幸と祈念いたします。

平素は当改良区の事業運営に深いご理解とご協力を頂戴いたし、誠にこの情熱に対し厚くお礼を申しあげます。

かん排及びほ場整備の事業も
関係者方々のご協力により、まず
まず進行いたして、います。
さて最近のマスコミ等の宣伝も

本年は天の川沿岸土地改良区の三十余年の歴史の中に新ポンプによる四月送水という輝やかしい一頁を加える年となりましたことを重ねておよろこび申し上げます。

組合員の皆様には、平素より土地改良事業の推進に格別のご尽力をおいただいておりますことを心から敬意と表する次第であります。

ご承知のように、最近の農業をめぐる情勢は、今までになく厳しいものがあります。即ち、農作物価格の低迷、外国からの農産物市場解放要求の高まり、農村の混

な課題として重くのしかかっています。ところどころであります。

しかししながら農業は、国民生活上最も基礎的なものである食糧の安定供給をはじめ健全な地域社会の形成、自然環境の保全のため重要な役割を果たしていくことは将来とも変わりないわけで、そのためには、農業生産性向上と農村活性化のために、土地改良事業を強力に推進して、農学生産基盤を整備することにより体質を強化していくことが急務となっています。

幸い、当地区の皆さんの中豊かな

土地改良は農業の柱

長浜県事務所
土地改良課長 中橋規宏

良長期計画の達成が深刻な状況となつてゐることも事実であります。計画通りの進行のため努力してまいりますが、地区的皆さんの所存ですが、一致した熱意の継続の有無を予算の増減となって厳格に表われてくるという情勢を御認識願い組合員の皆様の創意と英和の結集によって、造成された施設は有効に活用し、今後着工工区は、団結した力で、国基礎である農業の柱を土地改良によつて樹立されるよう、年の始めに当たり祈念致し御あいさつといたします。

いろいろ貴方が着物を着ないで、だ
れが着るかと、一かられました。
食にも住にも云ふことで、もの
づくり樂しく集う詩を紹介します。
大きく支える、悠久の地、すつ
ぱり包み、む原生の林、果実のな
る木達が、歳を重ねてむすびゆく、
果樹の里、野の花観音さま、みち
ばかり、ひらく花草、そんな中で
の、ものづくりの日暮し、土を耕
し、木を育て、蔓子をつくる。何
みんな、みんな、正直。みんな
ようこんで働き、寿長生の郷、歓
びにみちて。と有ります。何か心
年頭の挨拶と致します。

そういう中で、当改良区も、広
く事業を遂行していろ中、自然環
境と共に健全な地域の視野を広め、
総合的基盤整備の施策を図りなり
ら、皆さんと共に、真剣に充実し
た、土地改良を推進すべきことを
痛感致します。本年も、将来の希
望ある展望の元に、整備事業、並
びに、生産農業に、活力ある農業
経営に、共に邁進しましよう。何

年頭のごあいさつ

代表監事 田口一郎

する責任と負荷されています。
この様な農業の源点と踏まえて、
農業の維持と発展を図り、豊かで
将来に夢ある村づくりの基本とし
て進めるべきであると確信するも
のであります。

A black and white portrait of Shigeru Yoshida, an elderly man with glasses, wearing a suit and tie.

体にうたれ思ひがります。

てて下さる事を熱願いたし新年のことばをいたします。

六十年度財務狀況

会計監査実施

昭和六十年度一般会計と各特別会計の歳入歳出について会計監査を受けました。

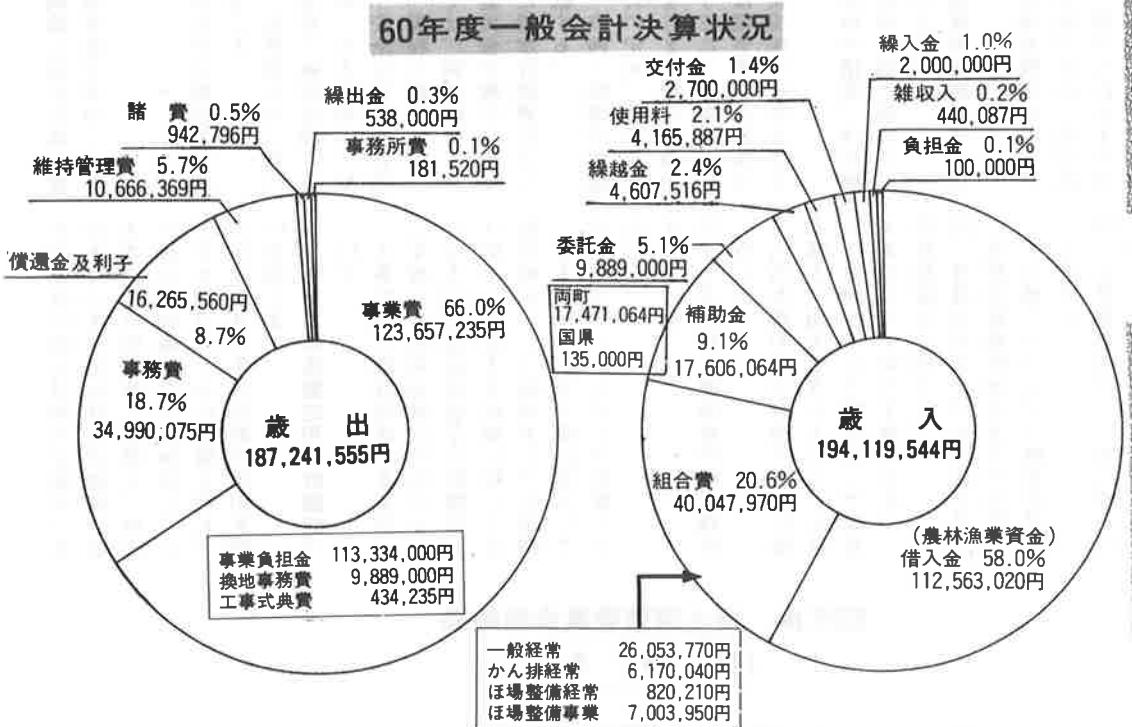
帳簿すべてについて詳細に検査の結果、正当であると認められました。借入金についても事業進行とともに順調に償還できています。

田口代表監事より、事務の能率化と経費の節減のための努力について見るべきものありとの付言がありました。

このことは八月二十五日第三回
理事会に於て報告が行なわれまし
た。

なお、この理事会では六十年度事業報告、同一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳出決算、同財産目録、同財務状況公表について、下流部揚水機場の廃止について付議され全部承認と決定されました。

(注) 組合員数	1,987人
地区総面積	830.1ha
かん排地区	765.Oha
普通地区	776.3ha
ほ場整備	528.6ha



ごくろうさまでした

世継逆水ポンプ

世継の逆水として親しまれ、頼りにされてきた天の川下流部揚水機場がその使命を終え、新しいポンプ場にバトンタッチすることになりました。昭和三十一年団体営として計画され、設計施工は県が実施、約八千万元の費用と三年余の歳月をかけ、当時の土木技術の粹を集めて完成したものです。以来三十年間毎年、渴水期にはその威力を發揮し地域頼りにされてきました。これを計画し、大変な障害を乗り越えて完成された多くの先人の労苦に心から感謝したいと思います。

今年も、夏期河川をきれいに魚の命を守るために、古くからきれいな水が流れ、日常生活用水として使われてきた川が、最近特に気味わるいほど、汚れ、いろんなゴミがつまっているのを目にしています。農村の都市化の進展によって、農業用水路というよりも生活雑排水の無制限な排水先と化しているといつてもよい所があります。つまり非農業的利用による下流のことは忘れる悪いせがあります。下流域も「我々の川」です。誰でも、上流のことは気を付けています。下流域も「我々の川」であります。大切な水、母なる川を汚さない工夫と努力を続けましょう。

河川をきれいに魚の命を守るために、古くからきれいな水が流れ、日常生活用水として使われてきた川が、最近特に気味わるいほど、汚れ、いろんなゴミがつまっているのを目にしています。農村の都市化の進展によって、農業用水路というよりも生活雑排水の無制限な排水先と化しているといつてもよい所があります。つまり非農業的利用による下流のことは忘れる悪いせがあります。下流域も「我々の川」であります。誰でも、上流のことは気を付けています。下流域も「我々の川」であります。大切な水、母なる川を汚さない工夫と努力を続けましょう。

揚水調整委員会を組織

第5回 理事会 揚水開始に備え 体制を整備

新春の揚水開始に備えた体制整備について、理事会で次のことが決まりました。

1 揚水機場かんがい施設の管理規程を定めること。

この規程は、定款第4条に基づいてかんがい施設の維持管理、操作について定め、用水確保と、配水施設の保護、安全な管理を目的としています。

規程の概要は、送水については、別に組織される揚水調整委員会で検討し理事会で承認した揚水計画書により揚水機を運転する。

○施設の保守・点検・整備や機場の安全のための定め、施設を破損又は障害を与えた場合の復旧費の請求をすること。電気工作物に関しては電気事業法に基づき、別に保安規程を定めるなどがあります。

ほかに、異常時の措置、揚水機その他の施設の管理記録と報告について定めたものです。

2 揚水調整委員会を組織すること。

この委員会は揚水機場かんがい規程に基づいて設けられるもので、揚水機場水利関係の各分水ごとに

用水の円滑な実施のため、前項のとおり揚水機場水利関係の各分水ごとに水利係若干名を決めてもらい、そ

の内から互選された一名の委員と當改良区役員若干名で組織され、のとおりです。

以上
揚水調整委員会の組織図は下図

(1) 中多良揚水機場横の排水路改良について

当揚水機の能力を補うために排水路より揚水できるように、水路を一部埋り下げて暫定ポンプ揚水

するもので、県の工事のなかで一部負担金を支出する。

(2) 世継逆水ポンプから新3号分水新旧管接続地点までの旧管のとり壊しについて一部負担金を支出する。

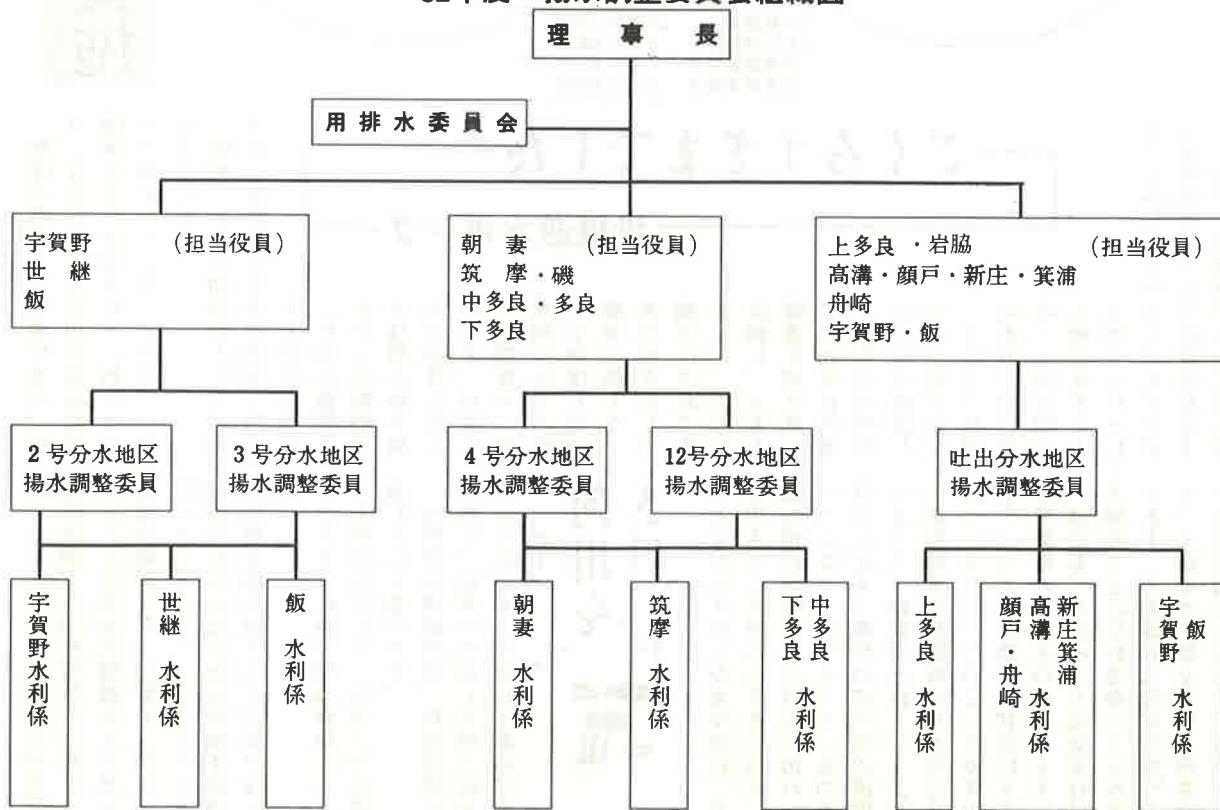
(3) 上多良揚水ポンプ場の廃止に

4 その他

工事計画の部分完成による六十

二年度の管送水地域は別図のとおりですが、ほ場整備着工の影響をうけ用水の不足する地域に対しても暫定用水として臨時ポンプを設備します。現在、五ヶ所に主としてデーゼルエンジンポンプを置く予定です。

62年度 揚水調整委員会組織図



62年度

管送水地域=175ha



管路をたどる

世継工区

中岡組と
中川組

世継工区(一頁)では秋の好天に恵まれ主管(直径七〇〇ミリ)が次と、矢板打ち、堀さく、管の敷設工事地ならし埋設と手際よく進められています。ポンプ場から米原方面へ送水するためのメインルートとなるもので、すでに昨年は中岡組がほ場整備も合わせて



二十四、二三〇万円の工費で請負い重機を駆使して施工しています。工期は一月三十一日、この附近には、旧世継逆水ポンプからの主管(九〇〇ミリヒューム管)が通っているので、交差点で接合し、ポンプからこの地点までの、ほ場整

備地区はとりこわし整理、ここから先の旧管はそのままもう少し利用していきます。

主管は、飯工区へ少し入って、九〇度曲がり、再び世継工区へ入つて約七〇〇メートル西進、天の川下流部で川底を横断します。ここまででは、(天の川横断送水管を除く)米原町中川組が六、五〇〇万円で落札、工期は二月二十九日です。

最大の難所

本庄工務店

天の川横断工事は、長浜市・本庄工務店が請負いました。費用八、〇〇〇万円、工期は三月二十五日、



▲この下をパイプが…… 天の川下流部

朝妻地区

中幸組

筑摩・中多良工区 川森組

筑摩・中多良工区のほ場整備、
及び配管工事は米原町川森組が、
一八、二〇〇万円で落札、工期は

す。（直径九〇センチの推進管の中へ七〇センチのFRPM管が入る）この工事の成否が通水時期を左右するという極めて重要な注目すべき大工事です。全国的にも数少ない最新の機械力を動員して施工されます。一日も早い竣工を待たれます。

川を渡つて朝妻地区は、虎姫町中幸組が管網配管工事を請負いまる）この工事の成否が通水時期をした。工費九、七九〇万円、工期三月二十五日。

蓮沼整備も

一月三十一日となっています。



▶面工事進む
長沢工区湖岸寄り

また、筑摩地先、蓮沼環境整備と8号支線排水路工事を合わせてこれも川森組が一〇、三七〇万円で落札、三月二十日工期で施工しています。

組合体制が六十年に整備され、諸般の情勢で着工が遅れていますが、十一月初め、米原町の平田組が五、五七五万円で請負いました。バイパスの東、新幹線の北側幹線排水路を、びわた川の改修と合わせてよいよ工期を三月十五日として動き出しました。古代からの文化財の宝庫といわれる当地区的順調な施工を祈ります。

高溝・顔戸工区 平田組



土川橋梁については、国の債務負担工事として3月入札の予定となっています。
ほかに、各工区の調査測量設計業務が実施されます。

国鉄北陸線をはさんで、びわた川と土川の間、宇賀野・長沢工区二二ヘクタールと長沢西部七ヘクタールをあわせて長浜市キタガワ建設が、七、九九五万円で落札。工期は十二月二十日の竣工です。

その他の工区

宇賀野・長沢工区

キタガワ建設

びわた川橋梁工事

—土川橋梁入札は3月か—

宇賀野工区・びわた川橋梁下部工事は、国道8号線暗渠の工事とあわせ近く入札が実施される予定です。

地元揚水調整委員・水利係の指示、指導にご協力を!

節水

**につとめ
ましょう**

**農地転用には
決済金を**

△必ず届けを

れます。通知書は当事務所に用意
しています。関係のかたはまず御
相談下さい。

土地の権利移動……

編集後記

ポンプの運転計画は揚水調整委員会で審議しますが、高圧電気を受電し、高い容量の電動機を回す関係で、高額の電気料金を負担しなければなりません。現在の考えではポンプ運転については、四月から五月始めの連休には昼夜運転し、その他の時期は昼間だけ運転の予定です。電気代のかかった水です。末端での節水の如何が運転経費に直接響いてくるわけです。他人ごとではありませんので節水につとめてください。

1代かきは浅水でしましよう。

2田植時の水は落とさないように

しましよう。

3排水路へ落とさず田ごとかけ流し

に協力しよう。

4管理期のかけ流しかんがいはやめ

ましよう。

5びわ湖の浄化につとめよう。

6ポンプ場には非常用電力がないため、雷時にはポンプ運転を中止する

ことがあります。

組合員名義について
農業者年金に関する
の国の会計検査や行政監察により、
実態を伴わない経営移譲がある。
と指摘され農林省に対し改善を求
められています。

その一環として、経営移譲者
(親)から農業後継者へ経営移譲の
実態を確認するため、土地改良区
や農協の組合員名義の変更を確認
したいので協力してほしいとい
う依頼を受けています。

組合員名義の変更是、土地改良法
43条により本人から改良区へ通知
する(得喪通知)ことにより行なわ
れることになります。四月からは改選さ
れた総代の皆様に改良区の進路を

農業者年金受給者

と

組合員名義について
農業者年金に関する
の国の会計検査や行政監察により、
実態を伴わない経営移譲がある。
と指摘され農林省に対し改善を求
められています。

賦課金は四月一日現在の所有者
に対する、その一年間は納付書を
発行します。その年度内の権利移
動については当事者間で調整して
くださるようお願いします。

3月 総代改選

当改良区総代(四十三名)は三
月で四年の任期が満了となります。
四年間組合員の代弁者として改
良区事業発展のためご尽力を頂き
ほんとうに御苦労さまでした。

賦課金は四月一日現在の所有者
に対する、その一年間は納付書を
発行します。その年度内の権利移
動については当事者間で調整して
くださるようお願いします。

賦課金は四月一日現在の所有者
に対する、その一年間は納付書を
発行します。その年度内の権利移
動については当事者間で調整して
くださるようお願いします。

当土地改良区域内の土地につい
ての売買・交換・譲与・相続等の
申請とともに、権利義務について決
済手続が必要です。なお、賦課金
等も完納して頂かなければ転用許
可がおりないことがあります。

転用の届けをせずに宅地等に現
況を変更しますと賦課金を引き続き
納入して頂かなくてはなりません。
御注意下さい。

農地法の定めにより又は、公共施
設用地(道路・河川敷・宅地造成
用地等)として譲渡(売渡し・寄
付等)された場合は、地区除外申
請とともに、権利義務について決
済手続が必要です。なお、賦課金
等も完納して頂かなければ転用許
可がおりないことがあります。

「わが郷の繁栄」は、一人一人の組合
員の幸せでもあります。将来の幸
せを求めて現在九つの工区で県営
は土地改良区にその必要な決済を
するところが義務付けられておりま
すので、所定の届出用紙により必
ず提出をお願い致します。

委ねることになりますので各地區
ともよろしくお願ひします。